

## 奥出雲町議会議員一般選挙の執行及び 立候補予定者説明会の開催について

任期満了に伴う奥出雲町議会議員一般選挙についてお知らせします。



【選挙期日】(投開票日)4月18日(日) 【告示日】(立候補届出日)4月13日(火)

【立候補予定者説明会】

<日時>3月22日(月)午後1時30分から(受付は、午後1時から開始します。)

<場所>役場仁多庁舎4階大会議室

※立候補予定者1名につき、説明会への出席者は2名までとします。

※出席者は、マスクの着用をお願いします。

※当日、発熱のある方、体調がすぐれない方は、代理の方の出席をお願いします。

【立候補できる方】

(1)年齢要件 平成8年4月19日以前に生まれた方(選挙期日現在25歳以上)

(2)住所要件 令和3年1月12日以前に奥出雲町の住民基本台帳に登録され、引き続き居住されている方

## 令和3年度放課後児童クラブ 加入申込みのお知らせ



申込受付期間：令和3年1月18日(月)～令和3年2月12日(金)

小学校下校時、就労等により保護者が家庭にいない児童に遊びや生活の場を提供します。

【加入対象児童】 小学校1年生～6年生

【申込書配布場所及び提出先】

各幼稚園または結婚・子育て応援課

※加入中のお子さんについては、各児童クラブから申込用紙をお渡しします。

◎詳しくは町ホームページをご覧ください。下記まで問い合わせください。

<お問い合わせ>

奥出雲町教育委員会 結婚・子育て応援課 有線：20-4273 電話：52-2206

## 病児保育施設“ほっとすてい”

### 令和3年度 登録申込みのお知らせ

お子さんが病気にかかったり、回復期にあつて安静にする必要があることなどから幼稚園や小学校に通うことができず、保護者が仕事等のため家庭で保育ができない場合に利用できます。病児保育施設を利用するには、毎年度登録申込みが必要です。

※利用時間・料金等は町のホームページを確認していただくか、結婚・子育て応援課へ問い合わせ下さい。

登録対象年齢：1歳～小学校3年生まで

申込受付期間：1月18日(月)～ 随時受付

申請書等設置場所：病児保育施設“ほっとすてい”、各幼稚園、仁多庁舎 町民課、横田庁舎 結婚・子育て応援課

申請書等提出先：各幼稚園、各小学校、仁多庁舎 町民課、横田庁舎 結婚・子育て応援課



【お問い合わせ】奥出雲町教育委員会 結婚・子育て応援課  
有線：20-4273 電話：52-2206

## 公職選挙法の改正による選挙公営制度の拡大について

公職選挙法では、お金のかからない選挙制度の実現とともに、候補者の選挙運動に係る経費の負担をできるだけ軽減することにより、立候補の機会均等を図るため、国または地方公共団体が候補者の選挙運動費用を負担する制度(このことを「選挙公営制度」といいます。)を設けています。

町では、公職選挙法の改正に伴い、新たに条例を制定して選挙公営制度の拡大を図りました。この条例により候補者の選挙運動費用の一部を町の公費で負担できるようになりました。(このことを「公費負担」といいます。)

また、町村議会議員選挙についても供託金制度が導入され、候補者が一定の得票数(供託物没収点)以上の得票が得られない場合は、供託金が没収されるとともに、公費負担の対象外となります。

### ◎新たに公費負担の対象となる事項

一定の金額を限度として、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に要した費用を町が負担します。公費は、候補者に支払われるのではなく、あらかじめ候補者と契約した業者等に支払うようになります。

### ●選挙運動用自動車の使用

※一般運送契約とは、自動車借入、燃料供給及び運転手雇用について一括契約することです。

※候補者は、一般運送契約または個別契約のいずれかを選択します。

※限度額を定額で支払うものではなく、限度額の範囲内で実際に要した費用を支払います。

※無投票の場合は、告示日1日分が対象となります。

※町長、町議の選挙期間は5日です。

契約の種別	限度額
一般運送契約	1日1台64,500円(法定単価)×5日(選挙期間)=322,500円
個別契約	①自動車借入 1日1台につき15,800円(法定単価)×5日(選挙期間)=79,000円
	②燃料供給 1日7,560円(法定単価)×5日(選挙期間)=37,800円
	③運転手雇用 1日1人12,500円(法定単価)×5日(選挙期間)=62,500円

### ●選挙運動用ビラの作成

※限度額を定額で支払うものではなく、限度額と法定枚数の範囲内で実際に要した費用を支払います。

※無投票の場合でも公費負担の対象となります。

選挙の区分	限度額
町長選挙	1枚7.51円(法定単価)×5,000枚(法定枚数)=37,550円
町議会議員選挙	1枚7.51円(法定単価)×1,600枚(法定枚数)=12,016円

### ●選挙運動用ポスター作成

※限度額を定額で支払うものではなく、限度額とポスター掲示場数の範囲内で実際に要した費用を支払います。

※無投票の場合でも公費負担の対象となります。

限度額
1枚2,896円(法定単価による算定額)×131ヵ所(ポスター掲示場数)=379,376円

### ◎供託金制度について

供託は、当選を争う意思のない人が売名など無責任に立候補するまたは候補者の乱立を防ぐため、立候補届け出の際に候補者や政党が現金等を法務局等に預ける制度です。これまで町長選挙には供託金制度が導入されていましたが、公職選挙法の改正に伴い、町議会議員選挙においても供託金制度が導入されました。

この制度は、候補者の得票数が次の供託物没収点に達しない場合は、供託金が没収となり公費負担の対象外となります。

【供託金額】15万円(町長選挙は50万円)

【町長選挙】供託金没収点=有効投票の総数÷10

【町議会議員選挙】供託金没収点=(有効投票の総数÷議員定数)÷10

◎制度の詳細は、立候補予定者説明会の際にご説明いたします。

●奥出雲町選挙管理委員会 有線 31-5226 電話 54-2505

